

昭和45年8月15日発行
毎月1日 15日発行
発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118
鳥栖市役所
昭和35年12月21日第3種郵便物認可

とす市報

8月15日号
No. 189

和服の仕立内職希望者募る
県内職公共職業紹介所は、和服の
ミシン仕立ておよび手縫いの内職希
望者を募集しています。市商工課内
の内職相談員久保美代子さんに8月
25日までに申し込んでください。

鳥栖市の工業製品出荷額 3年連続県内のトップに

鳥栖市の工業製品出荷額が約406億円
になり、3年つづいて県内市郡中の最高
を示しました。これは県統計調査課がこ
のほど発表した44年工業統計調査の結果
速報によるもので、43年の約33億円に
比べ22.2%の伸び率となっています。

なお速報では市内の製造品目別出荷額
はわかりません。

区	分	出荷額	前年比
鳥栖市	406,4786	22.2	
佐賀市	341,2917	15.9	
佐賀郡	206,4286	27.7	
三養基郡	126,1689	34.9	
伊万里市	120,2079	52.2	
唐津市	99,5008	5.9	



ツユクサ　じっとりと露をあびたアイ色
に満ちています。昔、この花で布をすり
染めたという。若葉は食用、乾燥して利
用料にもなる。日陰の花にはレバーベー
トリーが広い。

改正された道路交通法

8月20日から施行されます

改正道路交通法が8月20日施行されま
す。おもな改正点を説明しましょう。
飲んで運転してはいけないことはすで
に常識ですが、酔酔で運転による事故が
全国の事故原因のトップを占めている現
状から、改正法はこの防止強化がはから
れています。みなさんくれぐれもご注意
ください。

アルコール、少量でもダメ

少しでも酒を飲んでおれば運転できな
くなりました。酔っていないなくても一定量
のアルコールが検出されると、それだけ
で3ヶ月以下の懲役または3万円以下の
罰金。

運転する人に酒類を提供することや、
飲酒をすすめることが禁止されます。こ

の違反には直接罰則はついていませんが
酒酔い運転などの共犯で罰せられること
があります。

△酒酔い運転の場合の懲役刑の最高が1
年から2年年に引上げられます。

呼気検査、拒否者にも罰金

△酒気帯び運転をするおそれがある人に
たいして警察官が行なう呼気検査を拒否
したり妨げたりした人は罰せられること
になります。(3万円以下の罰金)

自転車の通行を規定

△交差点で車両(自転車などの軽車両は
除く)が、左折や右折する場合にまれる
部分を指定することができるようになります。
この指定があるところではその指
定にしたがって通行することになります

☆歩道および並道と区別して自転車道が
設けられている道路では、

- 二輪の自転車は原則として自転車道
を通行しなければならない。
- その他自転車は、自転車道を通行し
てはならない。

☆自転車は指定された歩道を通行するこ
とができることがあります。

- この場合は歩行者の妨げにならな
いように、速度や方法に気をつける

☆駐車禁示場所や道路の中央に駐市して
交通の妨害になっている故障害を警察
官の権限で移動できることになります。

この場合、運転者や持主は、移動の費用
を払わなければなりません。

☆免許の取消を受けると1年間免許を
受けることができませんが、悪質な者は
公安委員会が3年までの範囲でこの期間
を延長することができます

少年にも反則通告制を適用

☆少年にも、交通反則告発制度が適用さ
れることになります。少年が告知や通告
を受けて反則金を納付すると、それです
べてがわります。期限までに反則金を
納付しないと、今までどおり家庭裁判
所に送られます。

☆☆☆

このほか交通巡回員制度の新設、運転
管理者の責任強化などが法で規定されま
した。いずれにせよ厳しい交通事故を反
映した交通改正ですから1人1人がより
慎重な交通を心がけましょう。

税金めも

市県民税は32万円まで非課税
おとより、扶養親族のある未亡人など、
または障害者で、年間所得が32万円までの場合は、市県民税はか
かりません。たとえば給与所得者で
すと、50万円の収入の場合、所得は
32万円になります。

◎年の中途で不動産を名義替しても
その年は旧所有者に課税されます。

固定資産税は1月1日現在の登記
簿や課税台帳登録儀人で課税され
ます。

ことしの10月1日には、国勢調査が実
施されます。国勢調査は、全国・都道府
県・市区町村の人口の大きさや男女、年
齢、職業などの構成を明らかにし国はも
ちろん、都道府県や市区町村の行政の基
本となる資料を得るために実行されるも
のです。

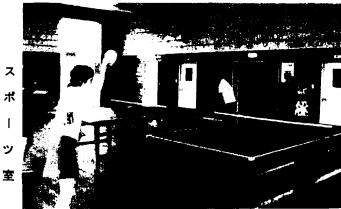
大正9年の第1回調査以来、全国のみ
なさんの協力と調査員の尽力によって、
わが国の国勢調査は、世界に誇り得るり
っぱな成果をおさめております。今回の
調査は第1回の調査以来50周年を迎えま
すが、今回もこれまで以上の成果が得ら
れるよう、格別の協力をお願いします。
調査票は県内のものをまとめて国へ
提出されますが、早いものから集計、結
果公表が行なわれます。前回40年には佐
賀県は全国で7番目に提出し、41年3月
に集計が公表されました。

今回、本市の調査員は次の219人のか
たがたで、228調査区の調査に当ってい
ただきます。調査員は9月24日から30日
までの間に、いかに各世帯を訪問し、「
調査票」と「記入例」を配り記入を依頼
し、10月1日に回収にうかがいます。

「国勢調査」調査員(敬称略)
<轟木町>・吉田伊平・桑原辰一・久保

正人・古賀繁雄・多賀初成・吉田順作<
元町>・増田千代・松田アイ<秋葉町>
・橋本秀雄・城戸鶴一<本町>・柳藤喜作
・吉田耕作・徳潤井好・波多江ミサヲ・東
春子・久保弥一・松永俊子・古賀廣誠・樺
藤みわ・永瀬国士・提みさお<本鳥栖町>

…9月のよろず相談は2日(水曜)9時30分～15時まで市役所会議室で…



勤労青少年ホームをご利用ください

9月からはおけいこごとやダンスも…



3歳児の健康診査をぜひ

3歳児の健康診査を別表の日どりで行なっています。3歳児は幼児の精神とからだの発育上もっとも重要な年齢ですから、障害があれば早く見つけて治療をすることが大切です。今後のすこやかな成長のためにぜひ診査を受けてください。

▽該当者 昭和41年7月1日から42年6月30日までに生まれた幼児

▽日どり 別表のとおり

▽母子手帳をご持参ください

3歳児検診の日どり

▽場所 中央公民館(木町三丁目)
▽受付 午後1時~午後2時30分

月	日	地 区
8月24日(月)		田代地区
8月25日(火)		基里地区 江島、儀徳、儀徳住宅、南津
8月26日(水)		下野、三島、村田、村田住宅
8月27日(木)		藤木、元町、秋葉、木町、木島橋町、中央区
8月28日(金)		藤木、今泉、真木、高田、安楽寺、東町、木島、京町、専光、鉄道宿舎、布津原

ジフテリア・百日咳混合予防注射、全地区を1日で

次の要領でジフテリア百日咳混合予防注射を行ないます。今回は全地区を1日で行ないますのでご注意ください。BCG接種後、4週間以上たっていない場合は次の9月までお待ちください。

▽該当者 生後3ヶ月まで1回、その後3~4週間に2回、その後1年から1年半の間に1回



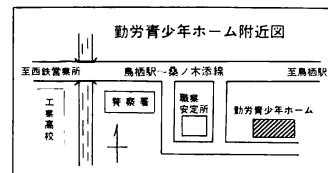
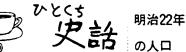
働く若人のセンターとして7月18日開館した勤労青少年ホームは、8月3日までに、87人が利用しました。海や山でのレクリエーションの時期だけに利用者はやや少なかったようですが、ホームにはテレビ、ステレオ、卓球台2台(道具一式)、囲碁、将棋、花生花用具、書籍(世界、日本文学名作)などそろっています。9月からはホーム主催で生花、料理、茶道、社交ダンス等の講習会、登山教室、レコードコンサート、卓球大会など定期的に開くよう計画しています。グループの集会を開けるへやもあります。個人やグループでお問い合わせして下さい。

・利用できる人…満25歳以下の働く青年で市内に住んでいるか、市内事業所で働いている人

・開館時間…月曜~土曜は午後1時~午後8時。日曜日は午前10時~午後5時

・休館日…毎月第2、第4日曜日
毎月第2、第4以外の火曜
国民の祝日、8月15日、12月29日から31日、1月2日、3日

・利用申し込み…個人利用は当日まで、団体利用は6日前まで



「国保、ハリ、キュウ負担金等大幅改正

市の国民健康保険は42年からハイ、キウ施術料の一部を負担していますが、このほど負担金等を次のように大幅に改正しましたのでどしどしご利用ください。

(1) 年30回までに制限されていた受診券の使用回数を、特例の場合3回追加し年60回使用できるようにしました。

(2) 施術料金および市負担額は次のようになります。本人負担額もふえていましたが、従来協定していなかっため、200円以上まちまちの料金だったマッ

サーも含まれていますので、実質は割安になりました。

受診券を利用できる施術所

・天野清治(桜町)、近藤佐太郎(東町二丁目)、糸方徹(大正町)、朽木信直(京町)、白水正一(本町二丁目)、天野三郎(松原町)、寺崎善利(東町三丁目)、木原幹(本町二丁目)

・受診券をご希望のときは、保険証と印鑑を持って市民課国民健康保険係へおいでください。

改 正 料 金				
商名	内 容	協定料金	市負担額	本 人 負担額
一術	マッサージ、ただし全身マッサージは除く	300円	一	300円 400円
二術	マッサージとハリ、キュウの一つ	400円	100円	300円 500円
三術	マッサージとハリ、キュウ	500円	130円	370円 600円

改 正 前 の 料 金				
商名	内 容	協定料金	市負担額	本 人 負担額
一術	ハリ、キュウの一方	200円	50円	150円 400円
二術	ハリ、キュウ両方	250円	65円	185円 500円

「旧軍人への一時恩給」は「検討中」

現在恩給を受けていない旧軍人にたいして、一時恩給が支給されるそうだが…、という問い合わせが福祉事務所によくあります。実事は次のとおりですからご了承ください。

これは恩給法の改正をもって廃止される問題です。現在のところ総理府恩給局で検討中ですが、昭和46年10月1日施行で、法律の一部改正が予測されます。細

部についてはわかりませんが、いずれ国会等の審議を通じて明らかになると考えられますから、しばらくお待ちください。法律が施行されたときは、請求手続きなど、市報でもお知らせします。

福祉事務所社会係
(電話代
3111 内線246)

…軽油の免税関係受付は毎月20日、農林事務所で行なわれています…